

大阪市水道局告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の7第1項の規定に基づき、次のとおり大阪市水道料金及び下水道使用料の納付に係る指定納付受託者の指定を取消したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月1日

大阪市水道局長 坂本 篤 則

1 指定納付受託者の指定を取消した者

名称 トヨタファイナンス株式会社

住所 愛知県名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー

2 指定納付受託者に納付させる歳入

水道料金及び下水道使用料

3 指定納付受託者の指定を取消した日

令和7年4月1日

(水道局総務部お客さまサービス課)